

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日（木）午後1時30分から午後2時17分

2. 開催場所 つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 大会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員（9人）

委 員	大山 謙吉
委 員	榎田 実
委 員	飯田 一夫
委 員	文隨 靖
委 員	中島 一郎
委 員	小菅 庄一
委 員	吉田 義博
委 員	豊島 芳夫
委 員	飯泉 博

農業委員会事務局職員（4人）

事務局 長	成 嶋 均
主 査	大久保慎太郎
	青木 憲一
	土田 直希

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員
羽田 貞義

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	現況証明発行可否について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和4年2月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

皆様、大変お忙しいところ、しかも足元が悪い中、2月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。今月の総会は当初推進委員の皆様方は参加しないこととしておりましたが、急遽推進員の方にも出席いただいて、この後推進連絡会を開催すること

といたしました。この後の推進連絡会で詳しく申し上げたいと思いますが、急遽福岡地区の工業団地の関係で農地の集積が必要になったということがありまして、急遽推進委員の皆様にもお集まりしていただいた状況です。茨城県からも担当者が来て状況を説明していただくこととなっておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

さて、それから令和3年度の米の生産でございますが、令和3年度は米価が非常に下がりました、大変な状況になったわけでありまして。しかもいろいろな生産調整に取り組んだ中で、結果的に米価が下がってしまったという状況です。令和4年度につきましても、お手元に資料を配布させていただきました「生産目標に相当する数値等について」をご覧ください、つくばみらい市農業再生協議会で審議する内容ですが、今お配りした内容で、最終的には16日に決定になると思われまして。結論的にいいますと、令和4年度につきましても、68.78%という状況になります。去年は70%強でしたから、またやはり2%弱減反が増えるといったことになります。正式にはこれをもとに各生産者に通知が行くと思いますが、令和4年度も生産調整を達成しまして、米価の維持回復に努めていかなければならないと思っておりますので、是非皆様方にもご協力をお願いしたいと思います。

本日の総会は議案8件、それから報告事項3件となっております。議案も多いことと、それぞれの議案の案件も非常に多くなっております。

皆様方のご協力、精力的なご審議をお願いしまして、簡単ですけれども挨拶といたします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達しておりますので会議は成立しております。

また、本日は、農地利用最適化推進委員さん9名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をお願いします。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、8番、羽田委員、9番、矢口委員の2名にお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■■■■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、宅地、現況、畑、面積は■■■■㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、1番、海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

議案第1号1番について、報告いたします。調査は齊藤会長、飯泉委員、矢口委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。2月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メー

トル以内に、学校法人 [REDACTED]、[REDACTED] 眼科があることから
3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地 335 m² を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を
建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、6番、前島委員よりお
願いします。

1. 前島委員

2月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。出席者は、齊藤
会長、栗原委員、羽田委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で書類審査、
現地調査の確認を行いました。

受付番号2番、地図は3ページになります。申請地は [REDACTED] の脇の
[REDACTED] の北側に位置するところです。目の前が [REDACTED] のきれいなグラウンドになって
いるところになります。

申請地の農地区分は、申請地からおおむね300メートル以内に [REDACTED]
[REDACTED] の改札口があることから、3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆、[REDACTED] m² を利用し、自己住宅を建築する計画となっ
ております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を
建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は4ページになります。申請地は [REDACTED] の近くで
[REDACTED] の西側で [REDACTED] 集落の少し低くなっているところの一角です。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地
規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたし
ます。

申請者は、申請地1筆、[REDACTED] m²、山林1筆、[REDACTED] m²、合計2筆、
[REDACTED] m² を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を
建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております

す。5ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和3年3月10日付けで、太陽光発電設備設置のための賃貸借権設定の許可を受けたが、事業者変更のために申請されたものです。

申請地は、字番、地目は登記、現況とも畑、面積はm²でございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番、海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

議案第2号受付番号1番について報告いたします。日時、調査は議案第1号受付番号1番と同じ内容で行いました。申請者は令和3年3月10日付け、みらい農委指令第2号をもって農地法第5条の許可を受け、再生可能エネルギー発電設備を建設する計画でしたが、事業者等の変更をするため、事業計画変更申請されたものです。

申請内容は、申請地1筆、m²と山林9筆、m²の合計10筆、m²を利用し、再生可能エネルギー発電設備の建設をする計画となっております。

発電量は396.0kwで、455wパネル1,221枚、パワーコンディショナーを8台設置する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、特に問題はないと思われます。

以上のことから、承認しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をよろしく願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は8件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、合計3筆、■■■■■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、合計3筆、■■■■■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■m²、合計3筆、■■■■■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、合計2筆、■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番[■]、地目は登記、現況

とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、合計4筆、■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、■■■■字■■■■番の一部、地目は登記、山林、現況、畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、山林、現況、畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、山林、現況、畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、山林、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計9筆、■■■■㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、9番、矢口委員よりお願いします。

1. 矢口委員

2月3日、午前9時より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーで行っております。

受付番号1番から3番は譲受人が同一の為、一括して説明いたします。地図は9ページになります。申請地は■■■■の北側にあたります。現地は管理された土地であり、作付けはしてありませんでした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約78アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、9筆、■■■■㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、枝豆を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は10ページになります。申請地は■■■■の南側に位

置します。

申請者は、自作地約200アールを耕作しており、葉物野菜・ハーブ類を作付する農地所有適格化法人です。

申請地は、登記現況とも畑、2筆、 m²を、事業拡大のため売買により譲り受け、葉物野菜・ハーブ類を作付する予定です。

以上のことから、1番から4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、4番、栗原委員より報告をお願いします。

1. 栗原委員

2月3日に行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で前島委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号5番、地図は11ページになります。申請地は 前の を 方面に向かった の信号を左折し、進んだ右手になります。野菜の作付けもありきれいに管理された状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約318アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・陸稲を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆、 m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、陸稲を作付する予定です。

続きまして受付番号6番、地図は12ページになります。申請地は 集落の北側 の下になります。次の作付の為にきれいに耕作されておりました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約2,404アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稻・陸稲を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、4筆、 m²を規模拡大のため、農地中間管理機構の特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号7番、地図は13ページになります。申請地は のすぐそばの1筆、その北側の6筆と の北側の2筆となっております。いずれも野菜の作付けなどきれいに管理されておりました。

申請者は、自作地約233アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、山林、現況、畑、3筆、 m²、登記、現況とも畑、5筆、 m²、登記、現況とも田、1筆、 m²、合計9筆、 m²を贈与により譲り受け、水稲、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号8番、地図は14ページになります。申請地は 公民館の東側、集落の中にございます。譲受人の自宅に隣接しております。

申請者は、自作地と借入地あわせて約102アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆、 m²を、規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、5番から8番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番から3番は譲受人が同一でございますので、一括して審議します。受付番号1番から3番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（羽田委員、挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、羽田委員。

1. 羽田委員

1番から3番までの譲受人は、先程の説明で畑で枝豆を栽培するとのことであるが、この譲受人は見たところ農機具等または作業場等が無いのではないかと考えられますので、本当に営農するか今後引き続き調査が必要だと思われますが、いかがでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（大久保主査）

別紙「農地法第3条調査書」の中の第2項第1号で、全部効率利用となっております。この中に機械の確保があり、その中でリース契約等により確保されているものはこちらに該当しないとなっております。申請書の中にはリースで営農するとありますので、今後はパトロール等により耕作放棄地になるようであれば、有効利用できないと判断し、農地を増やしていくことは出来ないと思いますので、今後は農業委員と農地利用最適化推進委員によりパトロール等の際に確認していきたいと思います。

1. 議長（齊藤会長）

羽田委員、よろしいですか。そのほかございますか。

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号7番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号8番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は2件となっております。15ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番2、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、■■■■字■■■■番、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番、飯泉委員よりお願いします。

1. 飯泉委員

非農地証明について説明させていただきます。2月3日先程海老原委員、矢口委員と同じ担当で行いました。

まず、受付番号1番、地図は16ページになります。申請地は県道■■■■線の■■■■に架かる■■■■の手前の信号を右折して街道の左側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、現況は屋敷に隣接して平成11年5月以前から宅地の一部として使用されておりました。また、土地改良区の意見等の書類も添付されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は17ページになります。申請地は■■■■の集落排水施設の近くにありました。

今回提出されました申請地につきましては、現地を確認したところ申請地内に椎の大

木もあり確認できる写真でも平成7年5月以前から宅地として使用されておりました。こちらも土地改良区の意見も添付されておりました。

以上のことから、受付番号1番、2番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えない案件と思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「現況証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第5号「現況証明発行可否について」をご説明いたします。今月の現況証明願は1件となっております。18ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は

■■■■㎡でございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番、飯泉委員より報告をお願いします。

1. 飯泉委員

受付番号1番、地図は19ページになります。申請地は■■■■から■■■■に向かう県道から■■■■の地域に向かった田んぼの中にありました。

今回提出されました受付番号1番につきましては、現在、畑として使用されている状況でした。証明を必要とする理由は、地目変更登記のためとなっております。関係法令との調整も行っており、また土地改良区の地目変更承認書も添付されておりました。従って現況証明を発行しても差し支えない案件と思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第5号について、現況証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号は現況証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

それでは議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。20ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が38筆で、105,489㎡、畑が15筆で、32,816㎡、合計53筆、138,305㎡です。貸し手が19人で、借り手が19人となります。

次に更新案件ですが、田が29筆で、71,882㎡、畑が6筆で、5,706㎡、合計35筆、77,588㎡です。貸し手が12人で、借り手が9人となります。

合計では、田が67筆で、177,371㎡、畑が21筆で、38,522㎡、合計88筆、215,893㎡です。貸し手が31人で、借り手が28人となります。

権利の設定開始は、令和4年3月1日、令和4年4月1日からとなります。

詳細につきましては、21ページから25ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより審議してまいります。本件7名の方が議事参与になっております。従いまして受付番号順に審議してまいりますので、よろしくをお願いします。まず最初に受付番号1番から受付番号60番までを審議いたします。受付番号1番から受付番号60番まで、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

採決いたします。受付番号1番から60番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成により受付番号1番から60番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号6 1番、6 2番を審議いたします。議事参与になっている中島推進委員の退席をお願いします。

（中島推進委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号6 1番、6 2番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号6 1番、6 2番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により受付番号6 1番、6 2番は原案のとおり許可することに決定いたしました。中島推進委員の復席をお願いします。

（中島推進委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号6 3番から6 5番を審議いたします。豊島推進委員の退席をお願いします。

（豊島推進委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号6 3番から6 5番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号63番から65番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号63番から65番を原案のとおり許可することに決定いたしました。豊島推進委員の復席をお願いします。

(豊島推進委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

続いて、受付番号66番を審議いたします。6番、前島委員の退席をお願いします。

(前島委員退席)

1. 議長(齊藤会長)

それでは審議します。受付番号66番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。受付番号66番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号66番を原案のとおり許可することに決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

(前島委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

続いて、受付番号67番を審議いたします。小菅推進委員の退席をお願いします。

(小菅推進委員退席)

1. 議長(齊藤会長)

それでは審議します。受付番号67番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号67番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号67番を原案のとおり許可することに決定いたしました。小菅推進委員の復席をお願いします。

(小菅推進委員復席)

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号68番、69番を審議いたします。榎田推進委員の退席をお願いします。

(榎田推進委員退席)

1. 議長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号68番、69番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号68番、69番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号68番、69番を原案のとおり許可することに決定いたしました。榎田推進委員の復席をお願いします。

(榎田推進委員復席)

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号70番から83番を審議いたします。文随推進委員の退席をお願いします。

（文随推進委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号70番から83番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号70番から83番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号70番から83番を原案のとおり許可することに決定いたしました。文随推進委員の復席をお願いします。

（文随推進委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号84番から88番を審議いたします。7番、菊地委員の退席をお願いします。

（菊地委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号84番から88番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号 84 番から 88 番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号 84 番から 88 番を原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

(菊地委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

以上審議の結果、議案第 6 号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。26 ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が 4 筆で、2, 320 m²です。貸し手が 2 人、借り手が 1 団体となります。

権利の設定開始は、令和 4 年 4 月 1 日からとなります。

詳細につきましては、27 ページの農用地利用権設定計画一覧(農地中間管理事業)をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長(齊藤会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第 7 号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号は全員賛成により原案のとおり決定することにいたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても28ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が9筆で、16,257、畑が4筆で、2,320㎡、合計13筆、18,577㎡です。貸し手が4人、借り手が2人となります。

権利の設定開始は、令和4年4月1日からとなります。

詳細につきましては、29ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第8号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件について、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局(成嶋事務局長)

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は30、31ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が2件、みらい平地区が1件、板橋地区が2件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が2件、建売住宅建築のための売買が2件、駐車場整備のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は32ページから39ページをご覧ください。

今回の合意解約は35件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが8件、耕作者変更のためのものが5件、福岡地区工業団地の用地買収のためのものが21件、利用権設定期間変更のためのものが1件となります。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は40ページになります。

今回の移動届は2件となります。申請理由は、つくばみらい福岡地区土地造成事業のためのものが1件、つくばみらいスマートインターチェンジ事業のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長(齊藤会長)

以上で全ての議題が終わりました。従いまして2月の総会を、以上をもって閉会といたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和4年2月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

⑩

議事録署名委員

⑩

議事録署名委員

⑩